



鳥取県公報

令和5年2月7日(火)
号外第8号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（1）（人事企画課）	3
	子育て王国とつり条例の一部を改正する条例（2）（子育て王国課）	4
	鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（3）（脱炭素社会推進課）	5
	鳥取県立博物館協議会に関する条例等の一部を改正する条例 (4)（教育委員会事務局博物館）	6
◇ 規 則	鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則（2）（河川課）	8

——公布された条例のあらまし——

◇鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

子ども・子育て支援法、教育公務員特例法及び博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事の附属機関について定めた規定中引用する子ども・子育て支援法の条項を改める。
- (2) 教育委員会の附属機関について定めた規定中引用する教育公務員特例法及び博物館法の条項を改める。
- (3) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇子育て王国とつとり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 子育て王国とつとり会議が処理する事務を定める規定中引用する子ども・子育て支援法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地球温暖化対策の推進に関する法律及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 対策計画の策定等について定める規定中引用する地球温暖化対策の推進に関する法律の条項を改める。
- (2) 省エネルギー型機器の使用について定める規定中引用するエネルギーの使用の合理化等に関する法律の題名を改める。
- (3) 施行期日は、令和5年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布の日とする。

◇鳥取県立博物館協議会に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立博物館協議会に関する条例、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立美術館の設置等に関する条例の規定中引用する博物館法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

農村部における農業経営の安定を確保するため、土地改良区が行う小水力発電事業のための占用に係る占用料を免除する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県流水占用料等徴収条例に基づく占用料の減免対象行為として、土地改良区が行う小水力発電事業のための占用を加える。
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

条 例

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月7日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
子育て王国とつ とり会議	略	子育て王国とつ とり会議	略
	(2) 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第 <u>72条第4項各号</u> に掲げる事 項		(2) 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第 <u>77条第4項各号</u> に掲げる事 項
略		略	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県教職員育 成協議会	教育公務員特例法（昭和24年 法律第1号）第 <u>22条の7第1</u> 項に規定する事項	鳥取県教職員育 成協議会	教育公務員特例法（昭和24年 法律第1号）第 <u>22条の5第1</u> 項に規定する事項
略		略	
鳥取県立博物館 協議会	博物館法（昭和26年法律第285 号）第 <u>23条第2項</u> に規定する 事項	鳥取県立博物館 協議会	博物館法（昭和26年法律第285 号）第 <u>20条第2項</u> に規定する 事項
略		略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

子育て王国とつとり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

子育て王国とつとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とつとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(子育て王国とつとり会議) 第12条 略 2 子育て王国とつとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第4項</u> に掲げる事務を処理するものとする。 3 略	(子育て王国とつとり会議) 第12条 略 2 子育て王国とつとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第4項</u> に掲げる事務を処理するものとする。 3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月7日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県条例第3号

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(対策計画の策定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更に当たっては、法<u>第21条第8項及び第10項から第14項まで</u>に定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(省エネルギー型機器の使用)</p> <p>第17条 電気、ガスその他のエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）を消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）がより高いものを使用するよう努めるものとする。</p>	<p>(対策計画の策定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更に当たっては、法<u>第21条第4項及び第6項から第9項まで</u>に定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(省エネルギー型機器の使用)</p> <p>第17条 電気、ガスその他のエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）を消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）がより高いものを使用するよう努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県立博物館協議会に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月7日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県条例第4号

鳥取県立博物館協議会に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第23条</u> <u>第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第22条</u> <u>規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p>

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項<u>及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条</u>の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

(鳥取県立美術館の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第25条</u>の規定に基づき、鳥取県立美術館の設置、管理その他必要な事項について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第18条及び第22条</u>の規定に基づき、鳥取県立美術館の設置、管理その他必要な事項について定めることを目的とする。</p>
<p>(設置)</p> <p>第13条 博物館法<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、県</p>	<p>(設置)</p> <p>第13条 博物館法<u>第20条第1項</u>の規定に基づき、県</p>

立美術館に鳥取県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

立美術館に鳥取県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月7日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第2号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減免の別	減免後 の額	根拠条例	減免対象行為	減免の別	減免後 の額
略							
5 流水 占用條 例	(1) 農業協同組 合、森林組合又 は土地改良区が 行う小水力発電 事業のための占 用	免除		5 流水 占用條 例	(1) 農業協同組 合又は森林組合 が行う小水力発 電事業のための 占用	免除	
	略				略		
略							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。